

# 信州首都圏総合活動拠点～しあわせ信州シェアスペース～（銀座NAGANO） イベントスペース利用要項

令和7年1月24日改定

## 1. 趣旨

この要項は、信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～」（以下「銀座NAGANO」という。）の立地条件と機能を最大限に生かし、信州の優れた「ヒト」「コト」「モノ」をトータルで発信するため、県、市町村、団体、企業等が2階及び5階のイベントスペースを利用する際に必要な事項を定めるものとする。

## 2. 利用条件

- (1) イベントスペースを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に該当するものとする。
  - ① 長野県及び長野県内の市町村・広域連合
  - ② 長野県又は長野県内の市町村を構成団体に含む協議会、委員会、その他団体
  - ③ 長野県内に所在する企業、団体、個人
  - ④ 長野県にゆかりのある、もしくは長野県と新たな関係を築こうとする、企業、団体、個人
  - ⑤ その他前記に準じるもので、県がその利用を認めた企業、団体、個人
- (2) イベントスペースで実施できる事業は、次に該当するものとする。
  - ① 長野県の魅力（自然、食、暮らし、歴史、文化、風土、産業、人、芸術等）を、ストーリー性を持って情報発信し、長野県の総合的なブランド力の向上に寄与する事業
  - ② 長野県民と首都圏の人々との交流等を通じ、「コアな長野県のファンづくり」に資する事業
  - ③ 長野県への誘客、移住・就業促進、その他長野県への来訪又は定住に寄与する事業
- (3) 各イベントスペースで想定される事業は次のとおり
  - ① 2階：飲食を伴うイベントのほか、主に物産・観光等に関するイベント
  - ② 5階：主に移住交流・就職等に関するイベント

## 3. 利用可能日時

- (1) 利用可能日は、年末年始及び年度末日等の特定日を除く毎日とする。
- (2) 利用可能時間は、10時00分から原則19時00分までとし、最小1時間から利用可能とする。ただし、2階でのイベント開始時間は11時00分以降とする。
- (3) 搬入、設営、撤収、イベントスペースの原状回復は、利用申請時間内で行うものとする。

## 4. 利用申請

- (1) 利用申請期間
  - ① 次年度に開催を計画している事業で、前もって日程を決める必要があるものについては、年1回指定日を設け、申請を受け付ける。
  - ② その他の事業は、四半期毎に申請を受け付ける。
  - ③ 上記①及び②の期間において申請のなかった日時については、事業実施日の3ヵ月前から3週間前まで申請を受け付ける。

## (2) 利用者の選定

イベントスペース利用申請者より提出された「事業計画概要書（様式1）」に対して別に定める基準による審査を行い、利用可否を判定する。

## (3) 手続きの流れ

イベントスペースの利用にあたり利用者は、以下の手続きを行うものとする。

なお、手続きが適切に行われない場合は、申請はキャンセルされたものとみなす。

- ① 申請時には、「事業計画概要書（様式1）」を提出するものとする。
- ② 長野県より発送される利用決定通知と納入通知書に基づき利用料を支払うものとする。
- ③ 事業実施日の前月の1日までに「事業計画詳細（様式2）【暫定版】」を提出するものとする。  
あわせて、銀座NAGANO公式ホームページで広報するため、イベントの詳細情報及び写真を所定のWEBフォームより入力するものとする。  
なお、上記期間以後に利用が決定した利用者は、決定後1週間以内に書類提出及び情報を入力するものとする。
- ④ 「事業計画詳細（様式2）【暫定版】」に基づき、利用者は銀座NAGANOのイベント担当スタッフと具体的な運営方法について協議・確認するものとする。
- ⑤ 事業実施日の2週間前までに、協議事項を反映した「事業計画詳細（様式2）【確定版】」として提出するものとする。
- ⑥ 事業終了後2週間以内に、「事業結果報告書（様式3）」を提出するものとする。

イベントスペースの利用申請並びに各種様式の提出先及び問い合わせ窓口  
メール event-staff@ginza-nagano.jp

## 5. 利用料金

- (1) 利用料は1時間あたり6,000円とする。
- (2) 市町村及び広域連合は、下記に定める時間数を無償で利用（以下、「無償枠」という。）することができる。  
なお、2階と5階の無償枠の流用はできない。

団体単位	無償枠（無償で利用できる時間数）	
	2階	5階
市町村	10時間	10時間
広域連合	10時間	10時間

- (3) 無償枠は以下のような形態で利用することができる。
  - ① 市町村及び広域連合単独での利用
  - ② 市町村及び広域連合と共に、観光協会、商工会、商工会議所、事業組合等が連携し行う事業での利用
  - ③ 複数市町村が保有する無償枠を持ち寄っての利用

- ④ 無償枠と有償枠を併用した利用
- (4) 利用者の意図や行為とは関係なく、やむを得ず事業の開催が中止となった場合に限り、利用料を返還する。

## 6. 利用者の責務

- (1) 事業の適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を最優先し、関係者をイベントスペースに常駐させ、善良な管理義務をもって使用するものとする。
- (2) 利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害（イベントスペースの常設備品の破損等も含む）については、申請者の責任において処理するものとする。
- (3) 利用者は銀座NAGANOのイベント担当スタッフの指示に従い、イベントスペースの清掃及び原状回復を行うものとする。
- (4) 利用者は、「事業計画概要書（様式1）」及び「事業計画詳細（様式2）【暫定版】」の提出段階において指摘を受けた内容については、「事業計画詳細（様式2）【確定版】」の提出までに改善及び修正に努めるものとする。
- (5) 事業の集客、宣伝、広報については、銀座NAGANO公式ホームページへの掲載を除き、原則として利用者の責任において行うものとする。
- (6) 宣伝、広報等において、銀座NAGANOのロゴマーク等を用いる場合は、その利用規定に沿って利用するものとする。
- (7) 銀座NAGANO公式ホームページ等で公開するイベント名称及び内容は、首都圏の参加者に対し、訴求力のあるものになるよう考慮する。

## 7. その他

- (1) イベント参加者の申込並びに参加料等の徴収は原則として銀座NAGANO公式ホームページの機能を利用して行う。利用方法等について産業労働部営業局及び銀座NAGANOのイベント担当スタッフと事前に打合せを行うこととする。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日の10時30分から17時00分までに開催する事業は、原則として一般向け又は一般来館者が見学可能な内容での実施に務めるものとする。

### 附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、令和3年10月25日から施行する。

### 附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

### 附則

この要項は、令和7年1月24日から施行する。